

新型コロナウイルス感染症対策の中小企業向け資金繰り支援

1. 政府系金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資【第1、2、3次補正】 [2020年3月~]

	日本公庫（中小）	商工中金	日本公庫（国民）
要件	売上高前年比 5%（小規模個人）、15%（小規模法人）、20%（中規模） 低利融資の要件は一律 5%。		
支援措置	当初3年間 低利融資（0.9%）+ 利子補給（実質無利子）		
上限額 （併用可）	3億円（実質無利子） 6億円（融資枠）	3億円（実質無利子） 6億円（融資枠）	6,000万円（実質無利子） 8,000万円（融資枠）
期限	当面2021年年末まで		

（ ）民間金融機関による実質無利子融資は2021年3月末で終了したが、セーフティネット保証4号（売上高前年比 20%）・5号（ 5%）・危機関連保証（ 15%）等の保証枠は継続。

2. 資本性資金供給・資本増強支援【第2次補正】

（1）金融機関が資本とみなすことができる資本性劣後ローンによる支援【2020年8月~】

日本公庫等が資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業者の成長・再生やスタートアップ企業の資金繰りを支援。

（2）中小機構出資の官民ファンドによる出資や債権買取等を通じた事業再生・成長支援

3. 事業再生支援の強化・拡充【第1、3次補正】

リスクに係る金融機関との調整や資金繰り計画・再生計画の策定支援を行う中小企業再生支援協議会の体制を増強。

4. 経営改善や業態転換等を後押しするための資金繰り支援【第3次補正】

（1）日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援【2021年3月1日~】

設備資金貸付利率特例制度（設備投資の適用利率を当初2年間 0.5%）の創設、事業再生や事業承継等を支援する融資制度の金利深掘り

（2）民間金融機関（信用保証）を通じた資金繰り支援【2021年4月1日~】

金融機関による継続的な伴走支援を求める伴走支援型特別保証制度（保証料補助）の創設、早期の事業再生を促す保証制度の拡充（保証料補助）

5. 政府系・民間金融機関等への配慮要請

財務省・金融庁と連携し、累次にわたって、新規融資・資本性劣後ローンの積極的な実施・活用や、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど最大限柔軟な対応等を要請。